# 2 行政庁への変更認可申請、届出及び変更登記申請一覧

## (1) 定款の変更

認可行政庁		法務局			
申請事項	定款変更認可	登記事項	変更登記		
根拠法規	組合法第51条第2項 施行規則第110条	根拠法規	組合法第85条、第99条		
申請者	代表理事	申請者	代表理事		
提出期限	総会決議後遅滞なく(約2週間以内)	申請期限	定款変更の認可書到着後 主たる事務局では2週間以内 従たる事務局では3週間以内		
提出部数	2部	提出部数	1 部		
摘要	添付書類 1 変更理由書 2 変更箇所を記載した書面 3 変更を決議した総会(総代会)の 議事録の原本又はその謄本 (事業の変更等定款の変更内容によって は、上記に加え必要な書類を添付)	摘要	定款変更による必要な登記事項 1 事業 2 名称 3 事務所 4 地区(企業組合を除く) 5 出資1口の金額 6 出資払込みの方法 7 存立時期(定めた場合)		
様式	組合法施行規則様式第16		3 公告の方法		

#### (2)役員の変更

認可行政庁		法務局			
届出事項	役員変更届	登記事項	代表理事変更登記		
根拠法規	組合法第35条の2 施行規則第35条	根拠法規	組合法第85条、第99条第1項		
届出者	代表理事	申請者	代表理事		
提出期限	変更後2週間以內	申請期限	変更後 主たる事務所では2週間以内 従たる事務所では3週間以内		
提出部数	1 部	提出部数	1 部		
摘要	添付書類 1 変更箇所を記載した書面 2 変更理由 3 変更年月日 4 変更を決議した総会、理事会議事録の原本又はその謄本 ※ 期中の退任又は役付理事等への就任による変更及び住所、氏名の変更も届け出ること。 ※ 重任した場合も届け出ること。	摘要	1 代表理事の住所、氏名の変更の場合及び、重任した場合も登記すること。 2 代表理事の変更についてのみ登記すること。		
様式	組合法施行規則様式第8				

#### (3)決算関係

認可行政庁		法務局			
届出事項	決算関係書類の提出	登記事項	出資の総口数の変更登記 払込済出資総額の変更登記		
根拠法規	組合法第105条の2 施行規則第161条	根拠法規	組合法第85条、第99条		
届出者	代表理事	申請者	代表理事		
提出期限	通常総会終了後2週間以内	申請期限	事業年度終了後 主たる事務所では4週間以内 従たる事務所では5週間以内		
提出部数	1部	提出部数	1 部		
摘要	添付書類 1 事業報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 損益計算書 5 剰余金処分(損失処理)の方法を 記載した書面 6 通常総会議事録の原本又はその 謄本	摘要	出資の総口数及び払込済出資総額の 変更についてのみ登記すること。		
様式	組合法施行規則様式第30				

### (4) 事務所の移転

認可行政庁		法務局		
届出事項	事務所移転届	登記事項	主たる事務所 移転登記	従たる事務所 移転登記
根拠法規	法的に規定していない	根拠法規	組合法第85条、 第99条	組合法第85条、 第99条
届出者	代表理事	申請者	代表理事	代表理事
提出期限	変更後遅滞なく	申請期限	事務所移転後、旧 所在地では2週 間以内新所在地 では2週間以内	事務所移転後、旧 所在地では3週 間以内新所在地 では4週間以内
提出部数	1 部	提出部数	1 部	
摘要	定款の変更を伴う場合は、行政庁の 定款変更認可を受けること。 定款変更を伴わぬ場合の事務所変 更については、法に規定していないが 事務処理上届出ること。 添付書類 登記事項証明書	摘要	移転先が同一所管内の場合は、単に 事務所の移転のみの登記。 移転により所管登記所が異なる場合、組合法第86条の事項の登記を必要 とする。 移転が定款変更認可を要する場合 で、認可前に移転したものは、認可の 日より、認可後移転したものは実際移	
様式	任意の様式	転した日より登記期限を算出すること。		